令和８年度　第６回倉吉市農業委員会会議議事録

１　開催日時　　令和８年９月１０日（木）　午後１時３０分から午後２時１０分

２　開催場所　　倉吉市役所　第２庁舎３階　会議室３０２

３　出席委員　　（２８人）
　会長　　５番　山脇　優　委員

農業委員

１番	髙見美幸	委員	２番	山下賢一	委員	３番	原田明宏	委員
４番	松本幸男	委員	６番	筏津純一	委員	７番	數馬　豊	委員
８番	田村静伸	委員	９番	吉村年明	委員	１０番	船越省吾	委員
１１番	河野正人	委員	１２番	鐵本達夫	委員	１３番	早田博之	委員
１４番	衣笠健一郎	委員	１５番	山根実保	委員	１６番	藤井由美子	委員
１７番	岡野直幸	委員	１８番	美田俊一	委員	１９番	室山恵美	委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美　委員	山脇賢治　委員	塚根正幸　委員	田倉恭一　委員
秋山美香　委員	石脇智人　委員	高田直美　委員	小谷義則　委員
山下洋一郎　委員			

４　欠席委員　　（０人）

５　議事日程
第１　開会
第２　会長あいさつ
第３　議事録署名人の決定
第４　連絡・報告事項
第５　議事
　議案第２３号　　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第２４号　　農地法第５条の規定による許可申請について
　議案第２５号　　非農地・非採草放牧地現況証明申請について
　議案第２６号　　農用地利用集積等促進計画について

第６　その他
第７　閉会

６　農業委員会事務局職員
　局長　　梶本　幸敬
　主幹　　岩田　寿朗
　主任　　栗原　雅史

経済観光部農林課職員
　主任　　亀村　わか奈

７　会議の概要

(1)　開　会

事務局　　ただ今より、令和８年度第６回農業委員会会議を開会いたします。始めに山脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2)　会長あいさつ

（省略）

※　議長選出

事務局　　この後は農業委員会会議規則第３条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3)　議事録署名人の決定

議　長　　それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

（はいの声）

議　長　　それでは指名をさせていただきます。６番　筏津委員、７番　數馬委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※　欠席・遅刻届連絡委員の報告

議　長　　室山委員から遅刻の連絡が入っています。

(4)　連絡・報告事項

議　長　　それでは（４）連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局　　令和８年度第６回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。（以下事務局説明）

（5）　議　事

議　長　　ありがとうございました。くらよし農業に関する相談会は相談がなかったようなので、続きまして（５）の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第２３号農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。議案２ページをご覧ください。番号１、〇〇〇〇〇地内における田１筆の売買を始め合計２件の売買の申請がございます。

次に議案第２４号　農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。議案４ページのとおり３件の申請がございます。番号１は〇〇〇〇〇地内における資材置場の整備でございます。申請地の農地区分は第２種農地で許可根拠は代替地なしでございます。番号２につきましては〇〇〇〇〇地内における〇〇〇〇〇の整備でございます。申請地の農地区分は第１種農地で許可根拠は養殖施設でございます。続きまして番号３は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第１種住居地域に指定されてお

りますので、農地区分は第３種農地で原則許可でございます。
次に議案第２５号　非農地・非採草放牧地現況証明申請についてですが、議案６ページから７ページのとおり４件の申請が出ております。
議案第２６号　農用地利用集積等促進計画については、議案９ページから１８ページのとおり１８４件の貸借と、１９ページのとおり１件の所有権移転について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第２３号　農地法第３条の規定による許可申請について

議　長　　それでは議事に入らせていただきます。議案第２３号　農地法第３条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので異議なしと認め承認といたします。

議案第２４号　農地法第５条の規定による許可申請について

議　長　　続きまして、３ページ議案第２４号　農地法第５条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前９時３０分より当番委員であります吉村委員、塚根委員、藤井職務代理、梶本局長、栗原主任と私の６人で現地の調査に行って参りましたので、代表して塚根委員より報告をお願いいたします。

塚根推進委員　推進委員の塚根です。報告いたします。１番は何ら問題なしということで報告させていただきます。２番につきましてはちょっと問題がありまして、〇〇〇施設で現況が田となっておりますが耕作放棄地のような状況になっておりまして、これではちょっと認められないということで、草を刈っていただいて田になるようにしてから許可をしたいという意見で一致しております。３番は何ら問題なしということで報告させていただきます。以上です。

議　長　　はい、ただ今報告のとおりです。以前もこういうことがありまして、水田に行きましたら草ぼうぼうでどこが水田か分からないということで、保留にすると１ヵ月延びてしまいますので直ちに草を刈ってもらって、水田だと確認ができれば許可をするということで今回は対応するようにしていますので、塚根委員の報告のとおりです。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第２５号　非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議　長　　続きまして、５ページ議案第２５号　非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、先ほどと同じように現地の調査に行っておりますので、同じく代表して塚根委員より報告をお願いいたします。

塚根推進委員　推進委員の塚根です、報告します。１番から４番までいずれも問題がなかったことを報告させていただきます。以上です。

議　長　　はい、ただ今報告のとおり何ら問題なしということでございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第２６号　農用地利用集積等促進計画について

議　長　　続きまして議案第２６号　農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、委員の皆さんにお諮りする前に該当委員に係る案件がございますので、該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　長　　異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により該当委員の退席を求めます。
９ページ番号７番及び８番の○○○○○○○○は１６番　藤井委員に係る案件ですので退席を求めます。

（藤井委員　退席）

議　長　　それでは、藤井委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局　　はい、９ページ農地番号７番でございます。借受経営体は、○○○○○○

○○。土地につきましては○○○○○の１筆２，６１６㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号８番を合計いたしまして２筆の合計面積５，２１９㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

（なしの声）

議　長　　質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、藤井委員の入場を求めます。

（藤井委員　入場・着席）

議　長　　藤井委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
続きまして１３ページ農地番号８２番は塚根推進委員に係る案件ですので退席を求めます。

（塚根委員　退席）

議　長　　それでは、塚根委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局　　１３ページ農地番号８２番でございます。貸出契約名義人は○○○○。借受経営体は、○○○○○○○○○○○○○○。土地につきましては○○の１筆２，６０７㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、塚根委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

（なしの声）

議　長　　質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、塚根委員の入場を求めます。

（塚根委員　入場・着席）

議　長　　塚根委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
以上で該当する出席委員の案件は終了いたしました。それではその他の案件について、事務局説明をお願いします。

事務局　　９ページからでございます。農用地利用促進計画につきましては９ページ番号１番から１８ページ番号１８５番まで、合計２５５，４８８㎡の水田、畑でございます。
続きまして１９ページ、売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇〇さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇、〇〇〇の２筆４，９５５㎡の水田でございます。対価は２００円、１０アールあたりですと４０円でございます。賃借権等を受ける者の農業経営の状況につきましては２０ページから２１ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、２２ページ記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、議案第２６号について説明がございました。皆さんから議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、議案第２６号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。以上で議事は終結といたします。

<u>（６）その他</u>

議　長　　続きまして別冊、その他報告･連絡事項をご覧ください。（１）あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について岩田主幹からお願いします。

事務局　　はい、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は４件ございます。まず２ページ１番ですが、相談者は〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田で、相続の届出に合わせての申出でございます。相談内容は売買ということであります。
続いて３ページ２番は、相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇の水田であります。相談内容は、売買、賃貸借ということでございます。
続いて４ページ、３番です。相談者は〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。以前も申出があり利用権設定がされておりましたが、その方が現在耕作をされなくなってしまったため、あらためてあっせん申出があったものでござい

ます。相談内容は、今回売買であります。
　最後に５ページ、４番です。相談者は○○○○○さんで、住所地である○○○の近くで黒ボクの畑を１反以上希望しているとのことであります。相談の内容は売買、賃貸借、使用貸借で、作付目的はトウモロコシとのことでございます。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議　長　　○○○○さん、○○になりますが非常に難しい案件ですが河野委員お願いします。

１１番　　早田委員とします。

議　長　　早田委員もですね、ではお願いします。続きまして○○○○、山下委員さん。

山下推進委員　原田委員と。

議　長　　はい、２人でお願いします。

３番　　ちょっといいですか。

議　長　　はい、原田委員どうぞ。

３番　　この２件の○○○と○○○○というところなんですけれど、１０年ぐらい前に○○○○を私も借りたことがありまして、返してからは笹が生えて今はただ刈るだけなので水田として機能していないということと、○○○も草刈りは行っているとなっていますけれどもこれも私がトラクターで中と畦際を刈っていて、斜面だけは本人が刈るということを３年ぐらいやっています。その前に○○○○がソバを作っていたんですけれど、耕してもソバがとれないということで。田んぼに返すにも水路が埋まったような状態でなかなか借り手がないと思います。あたってはみますけれども、ちょっと難しいかと思います。

議　長　　はい、じゃあ原田委員と山下推進委員でお願いします。続きまして、売買。これは松本委員、秋山委員お願いします。今作らずにそのままなげてあるみたいです。次は○○○、塚根委員さんお願いします。

塚根推進委員　田倉委員と一緒に対応します。

議　長　　では２人でお願いします。続きまして（２）農地等のあっせん活動の状況について、小谷推進委員。

小谷推進委員　推進委員の小谷です。この○○さんの土地の件で８月１７日に○○さんの意向を確認させていただきまして、売買はなかなか難しいので賃貸借で進めるということになりました。４筆ここには書いてありますが、当初○○○○さんに承諾していただいたんですけど、その後○○さんのほうから全く農業から手を引いてしまうのは寂しいということで、○○の○○○だけはもう１年自分で耕作してみたいという話がありまして、結果、残りの３筆を１反５，０００円で来年から○○さんが耕作をするということで話がつきました。以上です。

議　長　　はい、どうもありがとうございました。
続きまして（３）その他、事務局。

事務局　　はい、（３）その他の説明をさせていただきます。まず最初に近県視察研修お疲れ様でした。報告書の提出期限を本日としております。農業委員会だより等に活用したいと考えていますので、提出をよろしくお願いします。あと、今年度から倉吉市職員の旅費に関する条例が改正されまして、日当の支給というものがなくなりました。昨年度まで、日当１，３００円をこの時期に支給しておりましたが、これからはそれがございませんのでご承知ください。
次に令和９年度の県外視察研修提案書の提出ということで、資料は９ページに付けさせてもらっております。来年度の予算計上の時期が近づいております。予算取りの算出根拠等を考えていきますので、何か提案のある方はこの提案書のほうに記載していただいて、来月の農業委員会会議の時に提出をよろしくお願いします。毎年あまり提案をいただけていませんので、ぜひよろしくお願いします。
続きまして、農業委員会組織による「令和８年熊本地震義援金」の募集についてでございます。資料は８ページから１０ページでございます。８ページは、義援金の募金活動に対し、主旨にご賛同いただきご協力をお願い申し上げますということが書かれております。９ページから１０ページに、義援金の送金方法など具体的な内容が記載されております。義援金については一口１，０００円からということであります。なお、倉吉市では農業委員会での取りまとめは行わず、個人による送金ということにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

事務局　　こちらからは、「全国農業新聞の普及強調月間」の設定と普及推進活動のお願いということで、資料１１ページからとなります。期間は９月１日から１１月１７日の設定となっております。普及推進項目については、農業委員と推進委員の全員購読の徹底ということで、これについては倉吉市の場合は達成しております。続いて２つ目が農業委員、推進委員１人１部以上の新規購読者確保ということです。対象となり得る方の例は記載のとおりです。１人１部以上の購読者確保に努めていただくようよろしくお願いします。普及活動に活用いただける資材は１３ページの一覧表のとおりですので、活用される場合は梶本までご連絡ください。よろしくお願いします。以上です。

議　長　　以上でこちらからの説明は終わりました。皆さんのほうから何かありますか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので本日の農業委員会会議は閉会といたします。お疲れ様でした。

―　午後２時１０分　閉　会　―